解説 の不見識

が掲載された。 - さらに五月号には「総長選任問題に関するQ&A」なる解年の「月刊若木」二月号に「総長選任問題に関する判決の説

は当然、 づれも弁護士の記名があるが、「月刊若木」 本庁当局者が負はねばなるまい の性格上、 文責

する態度には暗澹たるものがある。 法律的手続き論 庁の重要事項を、本庁の歴史やその成立意義を論ずることな で処理して、ただ自らの地位保全ば かり主 張

早急に改善されなくてはならない。 社祭祀の正しい姿を百年二百年後の子孫に継 々の使命を果たすには、斯界の中央事務局のこのやうな状 承しなくては、 な

して、「神社本廳」の正常化達成を願ふものであ 議員会の開催が近づいてゐるが、 ある多数 の が

が ?評議員 て選任さ 庄八幡宮 の起立を れ る理 由

し庁れるで掲と ま規るう良載題 る 載され、 題 選 と同列以 した小川弁護士 任問題に関する判決の説明 年 は「統理、憲章が役員、。この解説文から読み取れた。理事の方々はこれれた。理事の方々はこれ 0 、る」と 若木』2月号に 下の いうことであ 在に 山知之進 になって

> てかははる 下らな_「の 「辞神令 神令 なら 神 「統理」であることを忘れて「統理」であることを忘れて「統理」であることを忘れて「なって、実際任命している」なって、実際任命している」と、 $\neg O$ 神 て 統 社 々 本 の 平庁が宮司 と記り には を任れ 任 に ŋ して 命者 いる。 として 宜



こさ かいい々的 < がに統 全 国 て裁 のは どうか、 の 本 かれ庁 その具 意を払 から具申され 可 理 さ が知 ど で ということであ 裁 る れ の 書 ように上 るのにふさわ 可 する。 - が統 なけ が れ 0 ح の ば が ょ こ。 こ で 最 名に なら j る。 し て に いおな我終ゆ 起

る。どこどこの 具申しなければ が、神社庁が はずがない 統理だから責べ のである。ということがも 人の人となりを統 をおこした。任命どこどこの宮司が だから責任は統理をおこした。任命 た方が あって °, はならな 正しくば とれる人物一人 だからこそ支 だからこそ支 にしく機能して を統理が知って と がなにか不 は なら に あ んる、 な € √

接司の任 るというか 『の任命について って 我々はここ 報 おら うかたちで我々をご告を受け決定を裁可 に関与はされ れるのである。 ればな の て統 ところ を裁可さ な 理 ら な を € 1 は けーれ々 覧 に にれど直宮銘

> こととする。」とし 3では 岩するも 理に 代 , b のとする。 て、 総長を充 日号)。 て 2表役員 いる (『若 元てる を

て存在し宗教団体な表役員ではなくなる表役員ではなくなる の \mathcal{O} 表役員ではなくなった。し理は宗教法人「神社本庁」員会で庁規変更が承認され員会で庁規変更が承認される。 田和50年5月1日号)。 員 である。 権威とし て最 上 中たる神社本庁 ・統理は厳とし ~承認され 位におら 和51年の評 しかし れ る 代統議

史

ح

一切の責任を長が法人の公位とし教団の とあり、その日人神社本庁の公 正点として「玄社新報」には、 戸達の のことも b もあるため、 統 統理が 「統理は、 また、 切の責任を執 が掲載され 庁 問題などがおりべて統理に 神社 規が 、昭和51 変更 本 庁 代の神 、)、特に裁法人業務上の責任 教団の代表化! 最 てい に 表 起 35 年6月 る。」とある。 た 者となって俗 高 本庁 年 たされる たときの かねてか 14 全の そこに 37 日 頁 の など の。一のでは、 的 に 事総地

を負 があっ やうな法人運

をつ

て

す

委員

出した答

は

本庁の宗

50

革年

単を行っている。『十頃、神社本庁は2

音申第7号に関する。設置

とに た る が い員な上で と理 ح なさい」となるのであろう。《会の多数決の決定に統理は従い」と述べている。だから「役 尊 は 異論 かは知らないけれども、 ている。 重されるべきものであるこ れが5月号になると「憲章 実質的 れを本年 条を新設したのではないか。 るのは弁護士である。 |性についてだれが質問 性についてだれが質問しいる。憲章の庁規に対す論がない」との解答を掲 理は)責任を負はない以 な判断権限も存 の『若木』2月号 在 L

月 刊若木」五 & Ā 月 の 不見識

来 が て 的 あ の を全く無視してゐる。 質重 と 主 的 冒 その根本規定である「憲章」 るといふ考へ方であり、本責任役員会に実質的決定権 な点は 宗教団体としての 張してゐる。 に決定する」と認められ 頭 か 「役員会が総長を実」東京地裁の判決の 宗教法人とし 神社本廳

して ての重要性は否定しません」「三」に「憲章の精神規定と

> を「精 強制 ってゐるに等しい表現だ。 度をとってゐればよく、 の 緯 中で大切にしてるよといふ態 があるのか。 なんなのか。これまで「憲章」 「ってゐるが、「精 力はないのが憲章だ」と言 るのか。この表現は、「心神規定」と言ってきた経 神 規定」と 実質的

ることを推奨するのか。 の講義でこんな考へ方で指導す部」は、初任神職研修の「憲章」 この文章の責任者たる「総務

る」といふ。 主 へるために憲章を持ち出してゐ 一張が誤ってゐるとの印象を与「五」では、「裁判所や本庁の

としたら恐ろし過ぎる。 講義が全国でまかり通ってゐると云ひたいが、こんな考へ方の 初任神職研修を受け直してこいないことを自白してゐるだけだ。 自ら、 憲章の理解も出 一来てゐ

そす をすべて忘却して、 在 こと、また、「統理」といふ御存 |を規定してきた歴史、それら に「憲章」が制定されてゐる我々の「神社本廳」といふ組 、べてといふ態度は、 してもらひたい。 責任 一役員こ 早

又は謄写」から「閲覧」に

2変更。

(令和三年十一月)

統 理 神社界の真姿を顕現しよう 様 のもとで

もう Ż とつ の 裁 判 件

櫻井豊彦神社本庁元理事の 「議事録閲覧請求」に関する事件

を懲戒処分にしたことで起きた無効確認訴訟の地裁判決で、 が全面敗訴した時点に遡ります。 本庁が百合丘職舎売却をめぐる不正疑惑の告発に関連して、 巡る訴訟が起きています。事の発端は、櫻井氏の役員任期中に、 元理事)と神社本庁との間で、役員会議事録及び決議書の閲覧などを 、原理事の地位確認の問題のほかに、 現在、 櫻井豊彦氏(神社本 職員二名中に、神社 神社本庁 庁

感し、役員在職中の役員会議事録及び決議書の写しの交付を神社櫻井氏は自身を含む当時の役員の責任について調査する必要性 求めたのです。 その後の経過を以下にご報告します。。 本庁痛

があるなどの理由で請求を拒否。 おい 神社本庁は悪用する恐れび決議書の写しの交付を請求すび決議書の写しの交付を請求す 覧及び謄写を求めて、神社本庁 示して請求、いずれも荒井総務 部長名の文書で請求を拒否。)ごして請求、いずれも荒井総務 がして請求、いずれも荒井総務 ▽櫻井元理事が神社本庁に対 ▽櫻井氏が請 を提訴。(令和三年七月) 求の内容を「閲 し 覧

本庁が櫻井氏の請求を「認 裁判終結。 (令和日 三四年三

こを子を訪ね、* 八月までの間に五 井野事() \bigvee 理神事社 の本 委庁 任 0 を受けた弁護 議事録 諾を受けて、 などを閲 にわたり神 た弁護士が 機

が 覧 その 明 結 果。 次 0 重 大 な 間 題

②職員二名が神社本庁を提訴し ②職員二名が神社本庁を提訴し 成二十九年十二月七日の役員会 の議事録に、櫻井理事の「決議 録されているにも関わらず、決 録されているにも関わらず、決 が正式な議事録の完成と閲覧及 が正式な議事録の完成と閲覧及 が正式な議事録の完成と閲覧及 が正式な議事録の完成と閲覧及 が正式な議事録の完成と閲覧及 (1職員二名に対する 十五日の役員会につ 十五日の役員会につ なく、 決議書も存 在しない。 式 ついて、 る な議 ついて 九年八月二 懲戒 録録が音 の 分

め ▽ ・櫻 櫻井氏 現在、東京地裁で係争中。昨年十二月に神社本庁を提け氏は前記事項の実施を求